

学生のみなさんへ

新型コロナウイルス感染が疑われる場合等の対応マニュアル

仁愛看護福祉専門学校

本マニュアルは、新型コロナウイルスに「感染が疑われる場合の対応」と「感染した場合等の対応」に関する具体的な手続きや留意事項を記載しています。

以下、よく読んで対応してください。

【感染が疑われる場合の対応】

1 相談窓口

一般的なウイルス感染に関する疑問や体調不良に関する相談は、学校（担当）又は、「新型コロナウイルスコールセンター（福島県）」 0120-567-177（8:30～21:00、土日祝日は、8:30～17:15）に相談してください。

2 発熱等の風邪症状や嗅覚・味覚に異常がみられた場合の対応

感染拡大防止のため、発熱などの風邪症状や嗅覚・味覚に異常がみられた場合は、学校へ連絡し、登校はせずに外出を控え、自宅療養に努めてください。かかりつけ医等を受診する場合は、事前に電話にて相談し、指示を受け受診してください。また、登校再開までの間、毎日、「体調不良・発熱時の健康記録」を記録してください。

3 感染が疑われる場合の対応

ウイルス感染が疑われる場合の相談窓口は、各保健所等に開設している「帰国者・接触者相談センター」（以下「相談センター」という。）です。相談センターに電話で相談してください。
帰国者・接触者相談センター 0120-567-747（毎日）

新型コロナウイルスへの感染の疑いで「相談センター」に電話相談する目安は、下記のとおりです。

- ・ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・ 重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- ・ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

（症状が4日以上続く場合は必ず相談してください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

4 登校の目安

病院にて、新型コロナウイルス感染症との診断に至らず解熱・症状が軽減した場合は、解熱後および症状（咳・咽頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢など）消失後に少なくとも3日が経過している場合は、登校することができます。

ただし、主治医の判断がこれと異なる場合は、主治医に従うこととします。
登校時には、療養中に記録した「体調不良・発熱時の健康記録」を提出してください。

【感染した場合等の対応】

1 相談センターへの相談結果及び帰国者・接触者外来受診の報告

相談センターに相談および帰国者・接触者外来（以下、「専門外来」という）を受診した結果は必ず担当又は学校へ電話報告してください。

報告内容

- ① 新型コロナウイルスの検査実施の有無（結果判明日時の目安）
- ② 相談センター、専門外来からの指示の有無（自宅待機などの指示がある場合はその内容）
- ③ 現在の体温と症状（風邪の症状、倦怠感、呼吸困難など）
- ④ 受診した場合は、受診日・医療機関名

相談センターへの相談や専門外来受診の結果、新型コロナウイルス検査が不要と判断された場合でも、それ以降も体調不良が続く場合は、その間、登校せず自宅に待機し、毎日の「体調不良・発熱時の健康記録」を記録し、必ず学校へ報告してください。

2 検査結果の報告

検査の結果が判明した場合は、必ず学校へ至急電話で報告してください。

報告内容

ア 陽性の場合

- ① 氏名、学年、学籍番号、現在の連絡先
- ② 判定日、検査日(受診医療機関名)、入院の有無（期間、医療機関名）自宅療養の有無(期間、療養場所)、発症からの症状の経過、発症以降の行動確認（濃厚接触者、学内登校の有無等）

陽性が判明した場合は学校へ至急電話連絡してください。

その後、速やかに「新型コロナウイルス感染報告書」および「行動・接触者記録表」を提出してください。また、登校再開までの間、毎日、「体調不良・発熱時の健康記録」を記録してください。

なお、陽性の場合、治癒するまで出席停止となります。出席停止により欠席した授業等については、配慮を行いますので、登校再開時に担当に相談してください。

イ 陰性の場合

- ① 氏名、学年、学籍番号、現在の連絡先
- ② 検査機関等からの指示の有無（自宅待機や注意事項など）
- ③ 現在の体温と症状（風邪の症状、倦怠感、呼吸困難など）

なお、陰性の判定結果であっても体調不良が続く場合は、その間、登校せず自宅に待機し、毎日、「体調不良・発熱時の健康記録」を記録し、必ず学校へ報告してください。

3 登校の事前報告

検査以降、入院や自宅待機等を経て、登校しようとする場合は、主治医の許可を得たうえで、前日までに必ず担当又は学校へ電話で報告してください。必要に応じ、学校から体調等を確認する場合があります。また、登校時には療養中に記録した健康記録を提出してください。

【濃厚接触者となった可能性がある場合】

- ① 家族等の同居者が、新型コロナウイルス感染症が疑われる場合は、家族等の陰性が判明するまで、または家族等の症状がなくなるまで登校せず自宅待機してください。また、毎日の体温と症状を「体調不良・発熱時の健康記録」へ記録し、必ず担当又は学校へ報告してください。感染に留意した行動をとってください。
- ② 家族等の同居者が感染した場合は、最後に接触した日から起算して14日間を経過観察期間とし、登校せず自宅待機してください。また、毎日の体温と症状を記録し、必ず担当又は学校へ報告してください。
- ③ この間、自分にも感染が疑われる症状がでた場合には、各保健所の相談センターに電話し、相談センターの指示に従って行動してください。また、その結果を必ず担当又は学校電話報告してください。

(注1) 濃厚接触者とは

新型コロナウイルス感染症確定患者の感染可能期間（患者の発症の2日前から入院または自宅等での療養の開始までの期間）に接触した者のうち、次の範囲に該当する者をいう。

- ① 新型コロナウイルス感染症確定患者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空内等を含む）があった者
- ② 適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症確定患者を診察、看護若しくは介護していた者
- ③ 新型コロナウイルス感染症が疑われる患者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ④ その他：手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「新型コロナウイルス感染症確定患者」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）。

※ 国立感染症研究所感染症疫学センター（新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領より）